

育児・介護からのジョブリターン制度の制定について

1 整備した制度の内容	
① 対象者の退職理由	結婚（妊娠に向けての知識習得、体調管理等を行う事を含む）、妊娠・出産、育児、介護、または配偶者の転勤・転職による退職
② 対象者の年齢	定めず
③ 対象者は退職後何年以内か	退職後3年以内
④ 再雇用時の処遇について	<p>(1) 雇用条件については再雇用者の現環境に加え、退職前の配置、経験、賃金制度、資格制度上の格付け、及び勤続年数等を踏まえて評価し、再雇用者と協議のうえ再雇用後の勤務形態・賃金の格付け等を行う。</p> <p>(2) 退職から再雇用までの間に他社での就業実績・職業訓練の受講や資格取得等がある場合は、当該事項の内容、経験年数、当該能力開発の実績を踏まえた勤務形態・賃金の格付け等を行う。</p>
⑤ 再雇用後の配置、昇進、昇給等の処遇について	配置・昇進・昇給等 再雇用後の配置・昇進・昇給等については、退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績を踏まえた取り扱いを検討し、同一の社員区分・職種、同程度の経験・能力の社員と異なる取り扱いは行わない。
⑥ その他会社独自の制度	なし
2 制度導入日	
2020/1/17	